| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ホテル経営サービス | 仕出しサービス（CPC六四二三） | B　旅行業サービス（CPC七四七一） | C　観光客の案内サービス（CPC七四七二） | D　その他 | 10　娯楽、文化及びスポーツのサービス<br>A　興行サービス（CPC九六一九） | B　通信社サービス（CPC九六二） | C　図書館、記録保管所及び博物館のサービス　図書館及び記録保管所のサービス（CPC九六三一一、九六三一二） | 歴史的な遺跡及び建造物の保存サービス及び博物館サービス（CPC九六三一三） |
| SS | SS | SS | SS | | SS | SS | SS | |
| (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他の文化サービス（CPC九六三三） | D　スポーツその他の娯楽のサービス　スポーツに係るサービス（CPC九六四一）　遊園地及び海水浴場のサービス（CPC九六四九一） | 公営競技等に係るサービス（CPC九六四九二） | その他の娯楽のサービス（CPC九六四九九） | E　その他 | 11　運送サービス<br>A　海上運送サービス（補助的なサービスを除く。）<br>(a)、(b)　国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービス）（CPC七二一一、七二一二） | | | |
| SS | SS | SS | SS | | SS | | | |
| (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。<br>(a)、(b)　国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）（CPC七二一一、七二一二）<br>(a)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(b)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(c)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(d)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(e)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(f)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(g)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(h)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(i)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。） | |
| (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。<br>(a)、(b)　国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）（CPC七二一一、七二一二）<br>(a)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(b)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(c)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(d)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(e)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(f)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(g)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(h)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(i)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。） | |
| | | | | | 次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。<br>(a)　水先サービス<br>(b)　押し船及び引き船のサービス<br>(c)　食料供給、給油及び給水のサービス<br>(d)　ごみ収集及び廃棄物処理のサービス<br>(e)　ポートキャプテン・サービス<br>(f)　航行補助サービス<br>(g)　陸岸において行う船舶の運航に不可欠な電気の供給及び通信システムのサービス<br>(h)　応急の修理サービス<br>(i)　びょう泊及び係留のサービス | | | |
| | | | | | (2) 制限しない。 | | | |
| | | | | | (1) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。<br>(a)、(b)　国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）（CPC七二一一、七二一二）<br>(a)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(b)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(c)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(d)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(e)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(f)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(g)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(h)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。）<br>(i)　船舶（国際海上運送船を除く。）の運航のために港において行われる船舶、旅客、貨物及び船員の取扱いに関する旅客、貨物及び船員の国内輸送（郵便及び小包を含む。） | |
| | | | | | (2) 制限しない。 | | | |